

業務の運営に関する規定

事業所名 ライオンエキスパートビジネス株式会社

第1 求 人

- 1 本所は、(国内全職種)に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合には受理しません。
- 2 求人の申込みは求人者又はその代理人が直接来社されて、所定の求人票により、お申込みください。
直接来社できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。
- 3 求人の申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付、ファックス又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付、ファックス、電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

第2 求 職

- 1 本所は、(国内全職種)に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職の申込みは、本人が直接来所されて、所定の求職票によりお申込みください。
- 3 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、本所に特別の登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略いたします。

第3 紹 介

- 1 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に
応ずる職業に速やかに就くことが出来るよう極力お世話いたします。
- 2 求人の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には、電話メールの使用により明示します。
但し、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示が出来ないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。
- 4 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行しますから、その紹介状を持参して求人者へ行っていただきます。
- 5 いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
- 6 本所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。
- 7 就職が決定しましたら、求人された方及び関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4 そ の 他

- 1 本所は、職業安定機関及び、その他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、求人者、求職者両方から本所に対して、その報告をしてください。
また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様、報告してください。
- 3 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。
- 4 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚 偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確 かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止 や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が当該情報が正確、最新ないことを確 認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に 当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じ ます。
- 5 本所は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取り扱いは一切致しません。
- 6 本所の取扱職種の範囲等は国内全職種です。
- 7 本所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。本所の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されていますので、不審の点は係員に詳しくおたずねください。

手数料表 (届出制)

サービスの種類及内容	手数料の額
求人を受け付ける時の事務費用	0 円
求人・求職の申し込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介サービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 5 0 %まで 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 3 0 %まで 手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特定の求人者の開拓や、そのための調査・探索	着手金 0 円 活動 1 日あたり 0 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間で支払われた賃金の 5 0 % 手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 5 0 % 手数料負担者は関係雇用主とします。

2 0 2 3 年 7 月 1 日

代表者 取締役 堀 田 明 敬